

予算の調製の様式(第十四条関係)

何年度(普通地方公共団体名)一般会計予算

何年度(普通地方公共団体名)の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ何千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第4条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第4表債務負担行為」による。

(地方債)

第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表地方債」による。

(一時借入金)

第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、何千円と定める。

(歳出予算の流用)

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合に
おける同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 何 々

何年何月何日 提出

〔何都(道府県)知事〕〔何都(道府県)何市(町村)長〕

氏 名

備考 1 特別会計に属する予算(地方公営企業法の全部又は一部の適用を受ける事業に係るものを除く。)は、この様式に準じて、これを調製すること。ただし、国民健康保険事業、介護保険事業及び農業共済事業に係る特別会計については、必要に応じ、この様式を変更することができること。

2 補正予算又は暫定予算は、この様式に準じて、これを調製すること。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 何 々		千円
	1 何 々	
	2 何 々	
2 何 々		
	1 何 々	
	2 何 々	
歳 入 合 計		

歳 出

款	項	金 額
1 何 々		千円
	1 何 々	
	2 何 々	
2 何 々		
	1 何 々	
	2 何 々	
歳 出 合 計		

第2表 継続費

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 何 々	1 何 々		千円		千円
2 何 々	1 何 々				

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 何々	1 何々		千円
2 何々	1 何々		

備考 1 事業名の欄には、具体的な事業の名称を記載すること。

2 金額の欄には、当該事業に係る金額を記載すること。

第4表 債務負担行為

事項	期間	限度額
		千円

備考 1 期間及び限度額の欄には、年度ごとに当該年度の限度額を記載すること。ただし、その性質上年度ごとの限度額の明らかでないものは、その総額を記載することができること。

2 限度額の金額表示の困難なものについては、当該欄に文言で記載することができること。

第5表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
計				

備考 1 起債の目的の欄には、地方債資金によって執行する事業の名称を記載すること。

2 利率の欄には、年利により記載すること。なお、利率見直し方式による借入れを行う場合は、文言で記載することができること。